

山口県報

平成24年
9月21日
(金曜日)

目次

○規則	一
救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(厚政課)	一
○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	四
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)	六
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	六
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	六
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	七
○公告	七
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	八
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	八
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	九
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課)	九
下関北都計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
○選管告示	九
政治団体の名称等	〇
政治団体の異動事項	〇
解散等に係る政治団体の名称等	〇
資金管理団体の異動事項	一
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	一
○雑報	一
県報の正誤(平成二十四年四月十三日山口県告示第七十五号)	一



救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第六十六号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)	一
第二章 基本的事項(第二条)	一
第三章 救護施設(第三条―第九条)	一
第四章 更生施設(第十条―第十四条)	一
第五章 授産施設(第十五条―第十八条)	一
第六章 宿所提供施設(第十九条―第二十一条)	一
附則	一
第一章 総則	一

(趣旨)
第一条 この規則は、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 基本的事項

(記録の整備)

第二条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第三章 救護施設

(設備)

第三条 条例第十条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第十條第四項の基準は、次のとおりとする。
- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 一室の定員は、原則として四人以下とすること。
 - ロ 階に設けないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 入所者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。
 - ヘ 必要に応じて常時の介護を必要とする者を入所させる居室を設けること。
 - ト への居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - 二 静養室は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
 - ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ハ 前号ロ、二及びホに掲げる要件を満たしていること。
 - 三 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。
 - 四 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - 五 医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品等を備えるほか、必要に応じて臨検検査設備を設けること。
 - 六 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - 七 介護職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
 - ロ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - ハ 階段の傾斜は、緩やかにすること。

- 第四條 条例第十一條の規則で定める員数は、次のとおりとする。
- 一 医師 一人以上
 - 二 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師 合計しておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上
 - 三 栄養士 一人以上
 - 四 調理員 一人以上
- (健康管理)
- 第五條 救護施設は、入所者に対し、入所時及び毎年二回以上の定期の健康診断を行わなければならない。
- 第六條 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。
- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- (医薬品等の管理)
- 第七條 救護施設は、必要な医薬品等を備え、適正に管理しなければならない。
- (生活指導等)
- 第八條 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を提供しなければならない。
- 2 救護施設は、入所者に対し、当該入所者の心身の状況に応じ、機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を提供しなければならない。
- 3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じ、暖房のための措置を講じなければならない。
- 4 救護施設は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- (給付金として支払を受けた金銭の管理)
- 第九條 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る給付金(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第十六條の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告示第三百七十五号)に定める給付金をいう。以下同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

- 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を備えること。
- 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第四章 更生施設

(設備)

第十条 条例第十四条第二項の基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けるものとする。
- 二 更生施設の設備については、第三条第二項各号(第一号へ及びト並びに第七号を除く。)の規定を準用する。

2 第三条第一項の規定は、更生施設の建物について準用する。この場合において、同項中「条例」とあるのは、「条例第十四条第三項において準用する条例」と読み替えるものとする。

(職員)

第十一条 条例第十五条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師 合計して、入所者の数が百五十人以下の施設にあつては六人以上、入所者の数が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えて得た数以上
- 三 栄養士 一人以上
- 四 調理員 一人以上

(生活指導等)

第十二条 更生施設は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう心身の状況に合った計画(以下「更生計画」という。)を作成し、これに基づき指導を行わなければならない。

2 第八条(第二項を除く。)の規定は、更生施設における生活指導等について準用する。

(作業指導)

第十三条 更生施設は、更生計画に基づき、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 更生施設は、作業の種類を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第十四条 前章(第三条、第四条及び第八条を除く。)の規定は、更生施設について準用する。

第五章 授産施設

(設備)

第十五条 条例第十八条第二項の基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室は、次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 必要に応じて危害防止のための設備を設け、又は保護具を備えること。
- ロ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 便所は、男子用と女子用を別に設けること。

(職員)

第十六条 条例第十九条の規則で定める員数は、一人以上とする。

(工賃の支払)

第十七条 授産施設は、利用者に、事業の収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(自立指導)

第十八条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

第六章 宿所提供施設

(設備)

第十九条 条例第二十一条第二項の基準は、次のとおりとする。

- 一 炊事設備は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いるものとする。
- 二 宿所提供施設の設備については、第三条第二項第一号(イ、へ及びトを除く。)及び第八号(ハを除く。)の規定を準用する。

(居室の利用世帯)

第二十条 宿所提供施設は、一の居室を二以上の世帯に利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(生活相談)

第二十一条 宿所提供施設は、利用者からの生活の相談に応じること等により、利用者の生活の向上を図るよう努めなければならない。

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和六十二年三月九日前に存する救護施設の建物であつて、この規則の施行の際現に当該救護施設の用に供されているものについての第三条第一項第一号の規定の適用については、同号イ中「四人」とあるのは、「六人」とする。



山口県告示第三百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年九月二十一日から同年十月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋紡績株式会社
住 所 大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋紡績株式会社岩国事業所
所 在 地 岩国市灘町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (km/時)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔 一 日 当 た の 使 用 時 間
二 二 ー 一	三 五 〇	平 成 二 四 年 一 一 月 一 日	平 成 二 五 年 三 月 三 二 日	平 成 二 五 年 六 月 一 日	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二二ー一」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十二号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量 (m³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二一イ	七	二二五	二七六
	七・三	二七六	五
		一〇	四五〇
		六〇〇	検出せず
		検出せず	検出せず
		検出せず	一六
			一九

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m³/日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの概季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
排水処理施設	鉄筋コンクリート	一、五六〇	活性汚泥	連続	二四時間変動なし	(既)	(設)	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量 (m³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
排水処理施設	処理前	六・七	八三三
	処理後	七・三	八三四
活性汚泥処理施設	処理前	四七・一	〇・四
	処理後	五二・五	〇・五
排水処理施設	処理前	二九・七	一〇〇、六六九
	処理後	三三・七	一一九、五〇四

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
排水口	通常	二七・九	八
	最大	四	二〇
排出水の汚染状態の値	通常	二〇・八	〇・七
	最大	二〇・八	〇・八

No. 2	No. 1
排水口	排水口
七	六・七
七・四	六・三
六・五	一三・六
〃	五〇
五	四
〃	二五
〃	検出せず
〇・六	一一・四
〇・七	一三・七
〇・三	〇・五
〇・三	〇・六
二一、五〇〇	一五五 八七四
二五、五九〇	二〇二、〇九〇

山口県告示第三百六十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定区域

防府市大字牟礼字柳川尻四五四九番一、四五四九番一九及び四五四九番二〇

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

一 指定区域

防府市大字牟礼字柳川尻四五四九番六

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号に規定する埋立地

山口県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	指定年月日
山口嘉川クリニック	山口市嘉川一三六〇の三	平成二四、八、一
株式会社医 S I N アイテル	〃 一三六一の五	〃
薬局嘉川店	〃	〃

株式会社トータル・メディカルサービスさくら薬局徳山中央病院前店 周南市孝田町二番一号

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等 指定年月日

株式会社二チイ 東京都千代田区神田駿河台二丁目九 二チイケアセンター西岐波訪問看護ステーション 宇部市大字西岐波一五四五の一 平成二四、六、一

医療法人和同会 宇部市大字際波二八七の一 訪問看護ステーションハロー 宇部市大字西岐波一五四五の一 平成二四、七、〃

株式会社二チイ 東京都千代田区神田駿河台二丁目九 二チイケアセンター徳山訪問看護ステーション 周南市城ヶ丘三丁目一五番一 〃 〃

山口県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町大原字小麦山一三の一、字柴畔山一三の二、字しでヶ原一四・一五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字すけ原三一八の四、字松木うつ六九五の三（次の図に示す部分に限る。）、六九五の四、六九五の五、六九五の八から六九五の一八まで、錦町宇佐字大道一五二一、一五二四、一五二四の一、一五一五、一六一六・一六一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一八、一六一九・字右谷一六一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、

字容谷東一八八四の一、一八八四の二、字容谷山一八九〇

周南市大字鹿野上字花ヶ谷三三〇の二五、字小滝三三五の二二、字畑ヶ谷三七一の九、字二ノ吸四〇四の九、字石ヶ谷東平一四六八の二二・字石ヶ谷西平一四六九の三四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、大字金峰字金峰口一七一四、字長見山一七二九第一、一七三二、一七三三第一、一七三三、一七三三、一七三五の二、一七三六第一、一七四二、字杉谷一七四五の一、一七四七の一、一七四七の三、一七四七の四、一七四八、一七四九の一、一七四九の三、一七四九の四、一七五〇から一七五二まで、一七五三の一、一七五三の二、一七五四の二、一七五五、一七五八、字山瀬浴一七六〇第一、字横畠一七六六、字金峰一七六七の一、一七六七の三、字小糸そふ一七六八、字大浴一七六九、字草刈埵一七七〇、一七七二、字若ヶ浴一七七一、一七七三、字東山一七七五の一、一七七五の五、一七七五の六、字カケ上り一七七八の一、一七七八の二、一七七八第一、字埵一七八〇、字金峰谷四四〇七、四四一八から四四二一まで、四四四一、四四四五の一、四四四八の二、四四五〇から四四五六まで

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町広瀬字池の原一三、一五、一八の一、一八の二、八〇三三、錦町中ノ瀬字向ノ先四二、四三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山口市阿東生雲東分字三谷七〇〇の一、七〇〇の二三、七〇〇の二五、字猫堂奥九七三の一、九七三の一、九七三の一六、九七三の一七、字榎谷一五八九の一、一五八九の八、阿東生雲西分字西檜原一四一六の一、阿東徳佐上字楠谷一四八四の四、一四八四の五、字本谷一四八四の二八七から一四八四の二八九まで、阿東徳佐中字菅谷一四八八の二、字畑ノ奥一五八六の一、一五八六の二

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口

市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市川上字椿瀬五二〇の一(次の図に示す部分に限る。)、字道平二九一〇の一、二九一〇の一八から二九一〇の二三まで、二九一〇の三一、字根引二九六九の五、字洗川三九〇七の六、三九〇七の一〇から三九〇七の一五まで、字中木屋三九六四の六、三九六四の一から三九六四の二三まで、三九六四の一九、大字紫福字奥材木谷五二六の一、五二六の四、五二六の五、大字高佐下字上足谷七六七の一、七六七の二、七六七の六から七六七の一九まで

岩国市周東町明見谷字椏ノ木二七六の二、二七六の七から二七六の一まで、周東町瀬越字宮杉七三九の二、七三九の一七から七三九の二〇まで、周東町祖生字堂屋敷一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇五〇の九から一〇五〇の一まで、字平畑二二八九の一、二二八九の二、字小屋ヶ谷三六二七の一、三六二七の二、三六二七の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市川上字道平二九一〇の一・字中木屋三九六四の六・三九六四の一・大字高佐下字上足谷七六七の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(四五二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ひとつの会

代表者の氏名 齊藤 賢二

主たる事務所の所在地 山口市阿知須七九三〇番地の五

三 定款に記載された目的

人間と自然環境との共生、環境保全に係る実践活動や地球温暖化等の問題に対し、人間の産業経済活動や生活によって排出される二酸化炭素等の削減に地域レベルから取り組み、持続可能な地域社会の実現に向かって子供、お年寄りが安全に生活できるように地域社会に根ざした支援活動を行い、次世代に繋げること。

(四五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年九月二十一日から平成二十五年一月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店
 所在地 防府市大字新田一一の五
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社ナカガワ	変更後
--------------------------------------	-----------------	-----

四 届出年月日
 平成二十四年九月五日
 五 変更年月日
 平成二十二年二月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク三田尻店
 所在地 防府市大字新田一一の五
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 ダイキ株式会社	変更後 佐藤 一郎	変更後 高橋 宰
--------------------------------------	----------------	--------------	-------------

四 届出年月日
 平成二十四年九月五日
 五 変更年月日
 平成二十四年四月一日

(四五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年四月二十七日山口県公告(一三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十四年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十四年九月二十一日
 山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) テックランド宇部東店
 所在地 宇部市東見初町五四一の二四六
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四五四) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成二十四年四月二十七日山口県公告(一三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。
 当該意見書は、平成二十四年九月二十一日から同年十月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十四年九月二十一日
 山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) テックランド宇部東店
 所在地 宇部市東見初町五四一の二四六
 二 意見の概要
 交通に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(四五五) 下関北都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧
 下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十條第一項の規定による下関北都市計画地区計画の変更に係る同法第十四條第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一條第二項において準用する同法第二十條第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年九月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
下関北都市計画内日地区地区計画
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(届出)年月日
上野塾長州哲志会	塚原 周一	高本 大助	萩市大字椿東5/1/9		平成24、8、29
周防塾	森重 浩美	森重 義道	周南市大字呼坂323		” ” 23
瀬石公夫後援会	中村 純一	瀬石美智子	熊毛郡田布施町大字下田布施4/450		” ” 21
田中陽三後援会	田中 陽三	田中 陽三	光市虹ヶ浜3丁目/7番/10号		” ” 28
平成維新長州塾	木村 泰啓	柴田 安広	萩市大字椿東5/1/9		” ” 29

山口県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(届出)年月日
		新	旧	
自由民主党防府支部	代表者 島田 教明	菅井 幸弘		平成24、8、7
	会計責任者 菅井 節子	平田 豊民		
自由民主党山口県ときわ会支部	事務所 下関市竹崎町4丁目4番/1号	山口市小郡下郷/329		” ”
民主党山口県第1区総支部	代表者 藤谷 光信	高思 勉		” ” 2
	代表者 炭村 信義	田淵 雄二		
	事務所 周南市梅園町2丁目3/1	防府市平和町/6番/15号		
江翔会	代表者 羽仁 香介	梅田 典夫		” ” 9
	代表者 江島 潔	浜崎 和彦		
市民連合下関	会計責任者 羽仁 香介	梅田 典夫		” ”
昇龍会	代表者である公職の係る種類	衆議院議員		” ” /
	代表者である公職の係る種類	衆議院議員		

未来の会	公職の候補者の氏名	三浦 昇	—	〃 〃 9
	公職の種類	衆議院議員	—	
	会計責任者	羽仁 香介	森田 繁雄	

山口県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
周防塾	森重 浩美	森重 義道	周南市大字呼坂1006の90	平成21、12、1
西林幸博後援会	西林 幸博	久保 啓二	周南市御影町 / 番 / 号	平成24、8、20
未来へのキャンパス	堀 春雄	末岡 正記	熊毛郡田布施町大字麻郷956	〃 〃 15
山田如仙後援会	山田 一	山田伊津子	防府市迫戸町6番7号	〃 〃 14

山口県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備考(届出年月日)
				新 旧	

三浦 昇	衆議院議員	昇龍会	公職の種類	衆議院議員	山口県議会議員	平成24、8、1
------	-------	-----	-------	-------	---------	----------

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年九月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考(資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日)	
		名称	主たる事務所の所在地		代表者の氏名
西林 幸博	周南市議会議員	西林幸博後援会	周南市御影町 / 番 / 号	西林 幸博	平成24、8、24



正 誤

平成二十四年四月十三日山口県告示第七十五号（指定施業要件の変更予定保安林）

ページ	段	行	課	正
四	下	三	三九〇七の一五	三九〇七の一五まで。

平成二十四年九月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市